

令和5年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年4月27日（木）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 10名
会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男
2番 二 宮 寿 徳
4番 高 田 英
5番 大 津 雄 司
6番 大 野 重 利
8番 江 藤 国 子
9番 安 部 義 浩
10番 麻 生 秀 昭
11番 橋 本 早 人
4. 欠席委員 3番 秋 吉 一 郎

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）
- ⑧ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）
- ⑨ 農業振興地域整備計画の変更について

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、
行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立しています

ので、只今より令和5年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号4番 高田 英委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第9までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～2号 2件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から2号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思っております。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第3号～13号 11件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、11件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案3号と4号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

それでは議案番号3番について説明させていただきます。

場所は湯布院中学校の由布岳側の4枚の農地なんですけど、渡人が相続により取得していたんですがちょっと耕作とか管理ができないということで、たしか受人が親戚だったかと思うんですけど耕作してもらおうよう藩士が付いたみたいなので、特に問題はないと思います。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案3号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案4号につきまして議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

はい、説明します。議案番号4番です。

こちらは挾間町の何松医院からほどなく道を挟んで北側に行ったところの農地になります。

受人と渡人は親戚関係でありまして、ずっと耕作はしておりました。今回しっかりとはっきりさせたいということで売買による所有権移転をすることになりました。

審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案4号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。
挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員
ありがとうございました。

議 長

続きまして議案5号について議席番号10番 麻生 秀昭委員から説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

麻生です。それでは説明をいたします。

庄内町平石の渡人から庄内町庄内原の受人へ譲り渡されるという案件です。

場所が市道の平石線から雲取・弓袋女方面へ市道が通っているんですけど、そのちょうど雲取にかかったところぐらいの田んぼです。

ここはこの田んぼから上は既に山になっているような状況で、現況は草刈りは何回かはやっているような状況ですが少し自然の雑木が生えているような状況でした。

受人は平成会館の前で梨の販売をしているのを皆さんご存知だと思いますがその梨を作られている方で、どうも話を聞くとこの雲取側のところはかなり荒れているんですけどそこに果樹の団地ができるような話を聞いております。そこに受人とかが入って行ってその団地をこれからやっていくというようなことですので、ちょうどすぐそばが申請地でこれから先果樹園のための何かに使うような感じになるのかなと。

今は水がたまっていて到底入れる状況ではないので、排水等をきちんとやって利用されていくと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案6号について議席番号9番 安部 義浩委員から説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、では議案番号6番について説明をします。9番の安部です。

場所は西長宝の情和園から下原という地区を通過して時松に上がりつくちょっと手前になります。

現在もう受人が、渡人のお父さんが無くなって4、5年になるそうですが、それから耕作しているということで、この度もう買ってくれないかということで話があり3条申請になりました。現場を見に行ったら受人が54歳ということでお父さんと二人で農業しております。別に問題はないかと思えます。審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案7号について議席番号1番 縣 次男委員から説明をお願いします。

1番 縣 次男 委員

申請者の二人は家がすぐ近くの人で先月もこの二人で案件が出ましたけれども、受人は現在乳牛を200頭ぐらい飼っております。渡人は若い時から農業をしていないのでもう手放したいということで話がまとまりまして申請になりました。何も問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案8号について担当の秋吉委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは事務局から説明をいたします。

まず場所ですが、字栗木塚の方が湯平の農業研修センターの道を挟んで反対側のところ、字大畝町の方は湯平から阿蘇野の方面へ抜ける道を400mほど進んだ付近となります。

受人は現在福岡県にお住まいですが元々こちらの出身でかなりの頻度で由布市に帰ってきて耕作をしているとのこと。今回の申請地についても現在受人が耕作をしているとのこと。また、ご家族は湯平の方に残っておりまして、一緒に耕作をしていくということですので問題はないかと考えております。審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案9号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

はい、9番について11番橋本が説明をいたします。

渡人と受人は昨年この二人で申請がありましたが、国道210号から湯平方向へ行く農免道路の橋の手前のところです。渡人は受人の叔父さんで土地はもう貰ってたみたいなんですけど、名義をちゃんとしたいということで農地を譲りたいということです。

畑で野菜も植えており、耕作はきちんとしてました。問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案10号について議席番号11番 橋本 早人委員から説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

はい、10番について11番橋本が説明をいたします。

そんなに広くない畑なんですけど、受人は近くの建築会社の方で、渡人がもう使わないので受人が露地野菜を植えたいとのことなんです。近くなので売買したみたいです。

現状も耕うんされておりました。審議をお願いします。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案11号について議席番号4番 高田 英委員から説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

申請地は湯布院町川南です。場所は湯布院に日野病院というのがありますがそれを少し下ったところで、左手にいよとみ荘という旅館があります。その裏手、西側です。そこにご実家があってその家の前が343番1、家の横がJRと面したようなところなんですけど832番4で田んぼとなっております。

343番1については地目田ですが現状としては自家用野菜を作っている畑です。もう一つの田はきちんとして管理されておりました。

受人は長男で、親子間における一部贈与ということで何ら問題ないと思えます。よ

ろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案12号について私(議席番号7番 坂本 成一委員)から説明します。

申請地は昔水田だったような気がするんですが、地目は畑になっているようです。この畑の上下に家があるんですけど、地主が一時期草刈りもしないでほったらかしにしている隣近所の人困っていたんですけど、見かねて隣の人が草を刈るようになって今はあまり荒れていません。それを今回認定農業者の受人がカボスを植えたいということで、買い取るということになったそうです。

それでは、議案12号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案13号について議席番号10番 麻生 秀昭委員から説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

私の牛舎の上の方なんですけど、渡人は佐藤医院の先生です。長年お父さんが耕作をされていたんですが怪我をして耕作が出来なくなった時に受人が頼まれて耕作をしていた時期があったんですが、なにせすぐ上が山ですからすぐにイノシシの住処になってしまうようなところなんです。

渡人も農業なんてできる状況ではないのでお母さんの方からももう引き受けてくれないかという話があって、貰うことになったようです。

耕作としては非常に厳しい状況です。というのは石がものすごく多いところで、やれるかはわかりませんが、本人が一生懸命草刈りしていて段々田んぼの形になってきていて、きちんと耕作して管理していきたいというようなつもりとのことですので審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第14号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案14号について議席番号9番 安部 義浩委員から説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、議案番号14番について説明をします、9番の安部です。

場所は県道龍原挾間線の以前に提子井路土地改良区があったところの上になります。資料の1ページから3ページをご参照ください。米野酒屋の上のところですか。

現地を私見に行ったんですが、地目も畑ということで水路がこの土地よりも下にあり、全く水利がないところですか。

別に問題はないかなと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第15号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案15号について議席番号6番 大野 重利委員から説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

はい、それでは説明いたします。

場所は挾間町高崎、来鉢の大きな交差点から高崎の方に上って行って右の川沿いになります。

お父さんから娘さんへの土地の貸借と聞いております。

審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第16号～23号 8件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案の説明に入る前に1点ご報告があります。

議案書15ページの議案20号、庄内町庄内原の案件ですが、これが議案印刷後の審査中に法定外公共物、水路敷きの関係で建設課との手続きが必要と分かりまして、その対応をするため今月は審議せず来月に延ばすという対応になりましたので、議案書に載っていますが審議せず飛ばすということでしたと思います。よろしく申し上げます。

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案16号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

はい、議案16号について11番橋本が説明いたします。

慶寿園があるところのすぐ上になります。阿蘇野線に入って左手ですね。ひばり保育園を過ぎて慶寿園という老人ホームがありますがその上になります。

令和3年度ぐらいから小松寮の移転で計画が立ってみたいですが、隣地の同意と近所の住民の意見がありまして、排水路とか小松寮が出来たときの安全策みたいなのが問題になりまして、水路の方は自分で土地を買って地元の水路を使わず専用の水路を作るそうです。あと近隣の人に迷惑をかけないように防護柵を作るそうです。それで近隣の皆さんの同意を得たということですので審議よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

字図を見るとまだ中に水路が通っているように見えるんですけど、これは払い下げをしているのか、これによって周辺の農地に影響が及ぶとかはないんでしょうか。

それとこれ10000㎡を超えているので兼開発にかかるんですかね。

事務局

庄内地域で10000㎡超えなので土木事務所の開発行為に該当して、そちらは県の方で受理済みであるということで資料が付いております。なので、法定外公共物関係、水路関係も協議は済んでいるということで聞いております。

議長

いいですか？

4番 高田 英 委員

いや、大丈夫なのかなと思って。水路から水が取れなくなるとかならないんだろうかっていうのがちょっと心配になって。

事務局

そうですね、敷地内の水路についてはもうそういうふうに協議済みで、さっき橋本委員からも説明があったように排水は地元の水路に流さないでほしいということで協議が進みまして。

4番 高田 英 委員

ああ、それは前に農振の時に説明があったな。

事務局

ですので、位置図にあるようにちょっと飛び地のような形で排水路を設置して川に直接持って行くという形で申請になってます。

なので、地元の水路関係は問題ないものと考えています。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

続きまして議案17号について、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

17号と18号は併せて説明していいでしょうか。

議長

では2つ併せて説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

説明いたします。議案番号は17と18になります。資料は11ページからになります。

字図は13ページで、一般住宅を建てるという案件になります。それに伴って進入路が狭いので、隣の672番1の進入路と同じ幅の進入路を設けるような内容となっております。

3種農地でありますし実行性もあるので問題ないかなあとと思います。以上です。

議 長

それでは、議案17号と18号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

18号は進入路だと思うんですけど、持分が10分の1というのは残りはどうする予定ですか。

事 務 局

残りの5分の4は一旦は今の所有者、渡人が持っていて、次に審議される19号でこの奥にもう1軒家が建つんですね。建築後に渡人が持ってる持分は19号の受人に移転するという話になっています。

4番 高田 英 委員

えっと要するに、渡人が持っている5分の4は農転の申請をしてないですよ。まだ畑、そういう考え方で行くんやろ。持分全部を転用して渡人が地目を変えて譲渡するならわかるんだけど、5分の4の渡人はまだ農地のままで保有してるんじゃないの。

事 務 局

あくまでも持分は土地の状態とはリンクしないので、今回受人の申請で土地の地目は畑から雑種地に変わります。なので渡人保有の5分の4について農地のままというわけではないんですね。

4番 高田 英 委員

じゃあ10分の1でもかえれば土地の状態変えられるということ？

事 務 局

当然共有者の同意が必要ですが、同意があれば農地転用申請できますのでそこは問題なく、いわゆる渡人の分だけ農地のままみたいな状態にはなりません。

4番 高田 英 委員

書類上渡人の同意か何か付いてるということ？

事 務 局

付いてますね。

4番 高田 英 委員

分かりました。

議

長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案19号について、議席番号5番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5番 大津 雄司 委員

説明いたします。

先ほど説明した17号、18号とリンクしまして、隣の土地であります但こちらも一般住宅で、先ほど説明が足りなかったんですが農地として耕作はしておらず管理だけしていた状態です。今回一般住宅を建てるという計画でありますので、審議お願いいたします。

議

長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案21号について、議席番号11番 橋本 早人委員より説明をお願いします。

11番 橋本 早人 委員

はい、議案21号について説明をします。

場所は庄内のローソンから野津原に向かう道の途中から田村建築さんの方に入りまして、ちょっと行ったところです。2筆ありますがこれは1つの田んぼを分筆で2筆にしただけです。区画はブロック塀を立てて区画して水路には別に問題ないということです。

わかりますかね？申請に2筆あるんですが、1つの田んぼを分けて2つにしたみたいなんです。

耕作はしておらず農振除外も済んでおりまして、結構広い土地ですけど水路とかは問題ないと思います。家を建てて畑か何かを作るそうです。

議

長

それでは、議案21号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

せっかくだから聞いていいですか。

なんでこの細長い土地を2つに分けたんですか？無駄なような気がするけどなんでかな。

事務局

あの、字図の2473番4はですね多分高压線の下なんですよ。字図で見るとわかると思うんですけど九電が前に分筆してて、今回必要な分だけ追加で分筆したということかと。

4番 高田 英 委員

ああー。権利が設定されているんやな。分かりました。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案22号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、議案22号について説明をいたします。

庄内町畑田の札場というところです。渡人は別府市の人、場所はちょうど旧庄内町役場があったところの西側の土地になります。反対側には旧農協とかそういうのがある久大線の踏切の近くです。

受人は畑田の人で、ここを駐車場とか作業場にしていきたいと。受人は神社とか住宅周辺の巨木・支障木の伐採をする仕事をされている人で、ここに伐採した木や車両なんかを置きたいということで申請がありました。

私も現地に行ってみて若干広いかないかとも思ったんですが、裏手には久大線が通っていて線路から8m以内には物を建てられないとか制限があるんですかね。そういう規定を考えるとそんなに広くもないかなと。置くものも木材ということで場所も必要かなと考えたときには仕方ないかなと。

それと今は田んぼですけど、住宅が近いところの田んぼというのはなかなか、私も作っていますが、トラクターとかコンバインを使っていると窓を閉められたり朝早く作業してるとうるさいと言われてたり色々ありますので、場所的にも仕方ないかなと。

排水等も迷惑をかける様子ではないので、審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案22号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案23号について、担当の秋吉委員が欠席のため事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは事務局から説明をいたします。

場所は下湯平の小平という地区です。淵湯平農免道路を湯平方面に走って行って、下湯平に入ったところぐらい、かなり集落の中なんです。光泉寺というお寺がありまして、その下の段という形になっております。

かなり昔に、渡人のお父さんの代で耕作をしなくなって荒れていたというところで、お寺の隣なのでどうかしてほしいという話の中でもうあげるから管理してくれていいという話になり、受人のお寺さんが植林をしてしまったということです。

現状は木がかなり大きくなっておりまして、配置図にありますように桜とかツツジとかいろいろなものが植わっている状況です。傾斜地であり水利もよいとは言えないようなところなので農地としてはかなり使いにくかったと思われるのでこうなってしまったんだろうと思います。

追認という状況ではあるんですが、農地として管理していくのは困難だと思われるので仕方ないかなと思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは、議案23号につきまして、質問がある方はをお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第6 「非農地証明についての審議」

(議案第24号～27号 4件)

議長

続きまして、日程第6 非農地証明の発行について4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

24号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして25号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして26号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

65ページの写真を見ると白くて舗装されているように見えるんですが。

事 務 局

コンクリ舗装されています。

4番 高田 英 委員

これ提子のやつとなにか関係あるのかな。何かあったよな。

事 務 局

下の水路が提子井路なのでそのことですかね。

4番 高田 英 委員

ああ、そうか。わかりました。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして27号について質疑を求めたいと思います。質問はございませんか。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して

良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第28号～39号 12件)

議 長

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）13件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案28号から33号の案件につきましては継続の案件でありますので一括して質問を受けたいと思います。ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、質問が無いようでありますので、これらの案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案34号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案35号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(5番 大津 雄司委員より挙手あり。)

議 長

大津委員さんどうぞ。

5番 大津 雄司 委員

借受人なんですが、経営面積は0なんですかね。

事 務 局

台帳を確認したところ0㎡でした。

5番 大津 雄司 委員
前に利用権設定が出てたと思うんですけど。

事務局
台帳で調べた結果だったんですけど、後で改めて確認してみます。

議長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案36号は新規の案件です。
質問はありますか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案37号は新規の案件です。
質問はありますか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員
借受人ですけど、認定農業者で間違いないですか？農業してるっていうのはあんまり聞かないんですけど。

議長
経営面積が0㎡になっちゃんな。

事務局
それは読みながら私もおかしいと思ったんですけど・・・。

ただ、農政課から上がってきている認定農業者の名簿にはあったので。

4番 高田 英 委員
そうなんかえ。まあ、一度農政課に確認を。

事務局
一応確認してみます。

議 長
どんな百姓してるんかな。経営面積がないのに経営してるはずないだろうに。

6番 大野 重利 委員
この人は庄内で牛を飼ってる人と思いますがね。

4番 高田 英 委員
いや 違いますよ。

1番 縣 次男 委員
前森林組合に出よったわな。

4番 高田 英 委員
森林組合に出よって、今は湯布院病院か日野病院かなんかあっちに出てるはず。

11番 橋本 早人 委員
でも作物は飼料用作物になってますね。

4番 高田 英 委員
ああ、ほんとやな。

1番 縣 次男 委員
飼料米になっちゃんな。たしか元々は阿蘇野の出身だったと思う。

10番 麻生 秀昭 委員
二宮さん、阿蘇野に風間さんっておる？

2番 二宮 寿徳 委員
風間さんって家はあるけど、60代の風間さんってのはおらんかったと思う。

議 長
これ新規の認定農業者やけん、5年間計画があれば認定農業者になれるけど、実際に経営してないと認定農業者にはなれんけんな。

2番 二宮 寿徳 委員
影響はないですけど、あれだったら後で確認して報告だけしましょうか。

議 長
じゃあ保留しとく？

4番 高田 英 委員
いや、保留もしなくていいわ。利用権だから。

議 長
じゃあ37号について、他に質問ありませんか。
(ありません。)
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案38号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案39号は新規の案件です。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案第40号～42号 3件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分) 3件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案40号の案件、ご質問があればお願い致します。

貸付予定者は新規就農者？

事 務 局

どうですかね。確認してないですが経営面積が0㎡なので…。

議 長

年齢はどれくらい？若い？

事 務 局

32歳です。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、議案40号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案41号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、議案41号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案42号の案件、ご質問があればお願い致します。
(ありません。)
それでは、議案42号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

それでは日程9に入る前に休憩を入れます。

(10分間休憩)
(1番 縣 次男委員、都合により退出)

それではただいまより再開します。

■日程 第9「農業振興地域整備計画の変更について」

(別議案第43号～48号 6件)

議 長
日程 第9 農業振興地域整備計画の変更について 6件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課
箇所番号1番 議案朗読説明。

議 長
今、農政課から説明がありましたけど、箇所番号1の除外につきまして、質問があればお願い致します。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議 長
江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員
農地の場所が利用するという法人の場所から遠い気がするんですけど、放課後預かって

いる児童を車に乗せて遊びに行くという感じかと思いますが、申請者はもっと農地をいっぱい持っているんですけど施設の近くには無かったのかなと思って。ここは今新規就農している人が使ったりするんで、どうなのかなと思って。

4番 高田 英 委員
私もいいですか。

議 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員
先ほど言われたと思うんですが駅から300m以内の第3種農地、圃場整備田であっても3種に該当するんですが、先ほど担当の方が言われたように農振除外の要件の中に周辺農振地域の集団化、農作業の効率化その他総合的な利用に支障を及ぼす恐れのないことという所に引っかかってくるのかなと思うんですね。

駅の方には白地とかありますけど、その隣とかであれば可能かなという気がしますが、ここみたいな中ほどにポツンとあると、これが外れてしまうと今は駐車場という条件ですが今後農転まで行ってしまうと何が建つとわからない状況になってくるのではないかなと思います。なのでちょっと厳しいのではないかなというのが私の意見です。

議 長
田んぼのど真ん中にぽつんと運動場とか施設を作るのはいかがなものかという意見です。他に意見有りませんか。

(5番 大津 雄司委員より挙手あり。)

議 長
大津委員さんどうぞ。

5番 大津 雄司 委員
大きな農振の見直しの中でここをどうするのかなという話があると思うんですけど、今回随時見直しで申請されたということで審議することになったのかなという話で、農振法をしっかりと運用していく中では由布市の農政に対するどういうスタンスで行くのかということがしっかりあった方が私としては重要かなと思ひまして。

ここの農振の基盤整備田をどうするか、仮に先ほど話にありました端の方から、宅地と隣接している農地であれば外せるという話はあると思うんですけどこれはあくまでも農地法の話でありまして、農振でいかに農地を守っていくかという由布市のスタンスをどうするかという点についてかなり壊れていると思うんですよ。これを許してしまえばどこでも外せるという話になってきますんで論外かなと私は思ひます。

農業委員は農業する人たちの味方になるべきところだと思いますので、対極にあるのは建設課とかそういうところかと思ひますが、私たちが議論するのは農地としていかに守っていくのかというのをはっきり示さないといけないのかなと思ひます。

議 長
下市は今どんどん開発されていってますけどど真ん中にこういうのができるとその周りから田んぼが荒れて行ってしまうから困るんじゃないかなと。ここもそういう案件ですので、採決はどうでしょうか。

4 番 高田 英 委員

もう意見有りで答申するかしないかを採決して、詳細な意見は事務局に任せていいんじゃないですか。

議 長

先ほど意見が出ましたが、除外すべきではないという方向で意見有りとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見ありとして答申致します。

箇所番号2については、4番高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英委員 退席)

それでは、箇所番号2の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号2番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号2の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、意見なしとして答申致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

箇所番号10については、意見無しとして答申することとなりました。

4 番 高田 英 委員

ありがとうございました。

箇所番号3の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号3番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員
航空写真を見ると既になにかいろいろあるように見えるんですけど。

議 長
隣に家があるわな。

4番 高田 英 委員
いや、家じゃなくて、なんか農地じゃないような感じがするんですが。

議 長
耕作されてないんかな。

5番 大津 雄司 委員
いいですか、ちょっと知ってるので。
申請者もよく知ってるんですけど、申請者の旦那さんが畑をよく耕作していて、白いのは小屋で簡易的なものが何個かあります。農機具とか畑をするための道具とかをなおして
ます。ほんとに一生懸命自家用野菜を作っていたんですが高齢で病気になってそれが出来
なくなってこういう話になったのかなあと思っています。

4番 高田 英 委員
この現況写真が一番新しいんやな。航空写真はちょっと古いみたいな。

農 政 課
現地に行った時航空写真とはちょっと雰囲気違ったんで、現況写真の方が最新です。
特段何かを建てたような感じはありませんでした。

4番 高田 英 委員
わかりました。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この箇所番号3の案件、意見なしとして答申してよい
委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この箇所番号3番の案件につきまして、意見なしとして答
申致します。

箇所番号4の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号4番 議案朗読説明。

議長 質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議長 高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員
3軒分建てることが決まっているという話ですか。

農政課 一応ですね、本人と親戚2人でということです。

4番 高田 英 委員
要するに土地を切り売りするときに個人でやっちゃうと宅建法に引っかかる可能性があるんで、まあ親戚ならいいのかなどはわかりませんがちょっと気になったので。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

議長 江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員
隣の2424番4が田んぼになってるんですけど、ここも除外しないと道路に出られないんじゃないかなと思うんですけど、いいんですかね。

事務局 そこは市道の拡幅工事でもう道路になってます。

8番 江藤 国子 委員
あっ、そうなんですね。じゃあ大丈夫ですね。

農政課 航空写真が2020年撮影なのでちょっと古めになりますので。

議長 他に質問ありませんか。
(ありません)
質問が無い様でございますので、この箇所番号4の案件、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この箇所番号4番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号5の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

現況はなにも植えられていない？

農 政 課

現況は植えられていません。というか藪というか。

9番 安部 義浩 委員

29ページの写真みたいにきれいじゃないやろ。

農 政 課

もう全然違います。やっと上りましたから。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号5番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号6の用途変更について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号5番 議案朗読説明。

議 長

質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この箇所番号5番の除外につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この箇所番号5番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

箇所番号6の除外について説明をお願いします。

農 政 課

箇所番号6番 議案朗読説明。

議 長
農業用倉庫ということで家と隣接するところに作るみたいです。

農 政 課
自宅はすぐそばですね。

議 長
質疑を受けたいと思います。この案件について質疑があればお願いします。

(5番 大津 雄司委員より挙手あり。)

議 長
大津委員さんどうぞ。

5番 大津 雄司 委員
すみません、ここは何種農地になるんですか。

事 務 局
これは用途変更で農振を外さないで調べてないんですけど、三船なので圃場整備田の可能性はありますね。

9番 安部 義浩 委員
35ページを見るとここは圃場整備してないわ。

農 政 課
見た感じはしたような感じはなかったですね。

5番 大津 雄司 委員
これ、地目は宅地になるんですよね。

農 政 課
一部ですね。一部は宅地。

5番 大津 雄司 委員
それでもし農振外れちゃうと。

4番 高田 英 委員
今回は外れない。

5番 大津 雄司 委員
仮に。仮の話ですけど、ここ都市計画に入ってるんですかね。

農 政 課
いやここは色はかかってないんじゃないんですかね。元々石城がかかってないし。色がかかってるのは古野までで。

5番 大津 雄司 委員

色々知らなくて言ってるんですけど、建物に対しての規制とかあるんですかね。

農政課

すみません、どういうことですか。

5番 大津 雄司 委員

要は今農振がかかっているから宅地で農業用施設建てるけど、外れちゃったときにじゃあどの法律で抑えるのかっていう話在实际農振であったりするなと思って。今回はこういうのに該当しないと思うんですけど、なったときの話が後日談とかあるのかなと思って。

4番 高田 英 委員

登記地目上は宅地でも農振にかかっている。それは表には出てこないんですよ。由布市の農政課の人が見てかかっているかかかってないということしか分からない。

ふつうは登記地目を見るでしょ。それで宅地と思って買ったら農振が実はかかっていたということになる。

でもそれは変えようがない。農振法以外抑えようがないと思います。

事務局

今調べたら圃場整備の履歴があるので、第1種農地になるみたいです。ただ今回は用途変更なので農用地区域内農地のままという状況です。

5番 大津 雄司 委員

すみません、あらかじめ話を聞きたくて。

農政課

すみません、まだあまり詳しくないもので。

4番 高田 英 委員

分筆しないんですよ、多分。分筆しなかったら現況見た感じ農地のままじゃないかな。

事務局

分筆しなかったら農地のままなんで地目は田のままになると思います。

4番 高田 英 委員

そうやな。

事務局

分筆したらその部分は宅地にする方法もありますけど。

4番 高田 英 委員

そういうことやわな。

議長

一部、土地の一部やけんあ。宅地にするなら分筆しないと悪いだろうし。

農政課

199㎡ですから。

議 長
あまり大きいものじゃないわな。

農 政 課
本人はよくトラクターに乗ってる姿を見ますので。

議 長
他に質問ありませんか。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この箇所番号6番の用途変更につきまして、意見なしとして答申してよい委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この箇所番号6番の案件につきまして、意見なしとして答申致します。

■日程 第7 「その他」

議 長
その他で何かありますか。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員
一ついいですか。
今度の担当者さんは写真まで付けてくれて非常にわかりやすいです。こうしてくれると非常に判断しやすいので今後ともよろしくお願いします。

議 長
他に無いようですので終了したいと思います。
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。